

北九州地区労連ニュース

2021年6月号 No. 176

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
 メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ
 あきらめずに電話して下さい
 秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン
093-921-0747
 k_roren@ybb.ne.jp

第79回評議員会昨年に続きハガキにて議決

全国的にワクチン接種が始まりました。しかし、北九州では、予約が取れず大混乱。分会議も頻繁に行えず、連日区役所に数百人の人々が並び異常事態。1年間どんな準備を進めていたのだろうか？

福岡県の緊急事態宣言3回目目5月12日から31日の予定でしたが、6月20日まで延長されました。そのため第79回評議員会の会場として予約していた市立生涯学習総合センターが閉館となりました。残念ながら昨年に引き続き書面決議としました。

今回の評議員会は、第33回定期大会に向け、役員定数や各種委員会発足の了承をいただいた重要な内容でした。

2年にも及ぶコロナ禍で迎えた21春闘、加盟組合の奮闘を交流し合い、元氣と勇氣をもらえるものになると確信していただけたに残念です。

返信されたはがきに書かれ



評議員会が、新型コロナウイルス感染症への緊急事態宣言のために書面開催となりました。新型コロナウイルス感染症拡大「緊急事態宣言」で大変厳しい生活を強いられる中、連休明け国会では、コロナ対策そっちのけで菅政権は、悪法を次々と強行しています。

憲法改悪につながる国民投票法、国民の個人情報保護が欠落したデジタル法、高齢者の医療負担を2倍化する法などです。国民投票法改正は、海外で無制限に武力行使が可能になる憲法九条への自衛隊明記や国民の権利人街につながる緊急事態条項の創設を含む「改憲4項目」の呼び水として提出されたもので、現行国民投票法の最低投票率や資金力の力で広告の量が左右されるCM規制が先送りされるなど重大な欠陥をもっており、到底許されるものではありません。デジタル関連法は、行政のデジタル化を通じ、個人情報保護を政府に集中し、膨大なデータを企業が「利活用」しやすくするもので、個人情報保護が欠落し、プライバシー権を侵害するものです。

高齢者医療費2倍負担は、75歳以上の窓口負担が倍増し、単身世帯で年収200万以上が対象で約350万人が影響を受け、国会審議の中でも病院の受診を受けにくくすることで健康悪化につながる指摘されています。地区労連としては、こうした悪法を強行するよりも、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、緊急事態宣言で営業自粛や前倒しで押さえつけるのでなく、しっかりとした補償とPCR検査の拡充や医療機関への支援こそが急がれると思っています。

国会では、安倍政権から続く菅政権の腐敗も浮き彫りになっています。総務省や文部科学省の接待問題疑惑、森友学園の有地払い下げ問題では、公文書改ざんを強制され自死に追い込まれた近畿財務局の赤城さんが経過を記したファイルの存在を国が認めました。

「森友疑惑」は、大阪の国有地を森友学園の小学校建設のため、8億円もの値引きをし、大問題になったものの、当時の安倍首相は、「私や妻が関与していれば首相も議員もやめる」と国会で答弁した直後から公文書の改ざんや廃棄が行われ、官僚の虚位答弁が繰り返され、改ざんを強要された赤木さんは、国民をだまさないと言いつつみ抜き2018年3月に自ら命を絶ち、いま赤木さんの奥様がすべてを明らかにしたいと裁判をたたかわれています。

森友問題では、安倍政権の国会での虚位答弁は、139回にも及び、行政を監視する国会と国民に対する重大な背信行為です。麻生財務大臣も「赤木ファイル」の存在を認めており、真相を全て明らかにすべきではないでしょうか。

オリンピック・パラリンピックについても世論調査では、6割の国民が中止すべきと答えています。

この感染拡大が続く中、開催に前のめりなのは、菅政権だけではないでしょうか。全国の自治体で、海外代表チームの事前合宿受け入れが新型コロナウイルス感染症拡大で断念せざるをえないと声が上がっています。

感染防止体制について、入国の14日間は、自治体にも「一定の責任が生じる」と感染防止の手引きに明記され、原則「PCR検査の毎日検査」も求められています。

それを求めるのであれば、私たち国民の検査体制こそ急がれるのではないのでしょうか。今年は、総選挙の年です。コロナ対策より悪法を推進し、国民生活を犠牲にする菅政権にNOをつきつけ、平和憲法を守り、私たちの命を大切にすることを菅政権を実現するため市民と野党の共闘を大きく広げていただくことをお願いいたします。

北九州地区労連 議長 永富 雅生

北九州埠頭第5回期日開かれる

6月10日(木) 10時30分から福岡地裁小倉支部で、北九州埠頭に対する不当な雇止め撤回と職場復帰を求めた地位確認等請求事件の第5回期日が開かれました。今回もラウンドで開かれ傍聴は1名と言ったことでした。傍聴には議長をはじめ支援者20名が集まりました。相手方は今回も弁護士2名の出廷でした。

今回は、増田さん側が提出した準備書面(2)に対する反論を相手方(北九州埠頭)が出し(6月4日付)、この準備書面について増田さん側がの論を出すのか確認が行われました。もちろん出すということで、次回期日を決めて5分で終了しました。

報告集会を弁護士会館で行いました。永富議長が傍聴者への感謝とはじめのあいさつを行いました。その後担当している北九州第一法律事務所

の藤本弁護士が今回期日の状況を報告しました。同じく迫田弁護士が補説を行いました。会場から今後の裁判についての質問や同じ職場の方への取り組みなどの意見も出されました。



次回は7月28日(水) 1時30分からです。暑い時期になりますが、ぜひ傍聴の協力をお願いします。

県労連2020年組織拡大総がかり

第1回調整会議

コロナ禍の中緊急事態宣言中ですが、標記の会議が6月8日(火) 19時より県労連大会議室で行われました。この間の経過報告として、県労連・全国の状況報告がありました。コロナ禍での組織拡大の取り組み、未組織労働者の受け皿づくりの推進、地区労連組織づくりの推進、教育活動の推進などの報告がありました。特に「福建労」の組織拡大・強化の運動の報告は学べる内容でした。ぜひ北九州支部の運動を地区労連全体へ機会をこらえ広げていきたいと思えます。



加盟組合の報告では、全印総連から3月に行った社前宣伝、4月に行った博多駅前宣伝、個人加盟ユニオンづくりの計画などがありました。

これからの行動計画では、県労連・全印総連・県国公・地区労連・医労連がそれぞれ

の今後の計画を語りました。

次回も各単組・地区労連の日程調整を行い実施しようともまとめられました。

ナショナルセンターの

枠を超えて

争議交流会参加

6月11日18時から北九州共闘センター主催で標記の交流会に地域ユニオンの増田さんとともに参加しました。

自治労全国一般北九州支部からは、大栄青果分会、エイアンドエム分会、NHK委託

分会、福岡倉庫分会、Ice s分会、江藤運輸分会、日本交通産業分会、なかま代行分会、岡野バルブ分会。ユニオン北九州からは、庄内衛生分会、未来(昭和)タクシー分会。そして北九州地区労連からは北九州埠頭の増田さんが参加しました。

参加した争議分会の代表者から、自己紹介、闘いの報告、裁判、県労委闘争の現況、今後の闘いの方針などの報告があり交流しました。

7月には、共同行動を取り組むことを確認しました。



第29回パート・派遣など非正規ではたらくなかまの

全国交流集会 in 愛知

6月5日(土)6日(日)オンラインで「非正規・シエnder差別NG!コロナ禍だからこそ公正な社会を!」をテーマに標記の集会在行われました。

1日目は「コロナ禍での非正規労働者の実態」労働者としての権利確立をめざして」と題して中京大学教授大内裕和さんの記念講演がありました。コロナ禍での対応は正規との格差が大きく解雇・雇止め、所得補償のないシフト削減など、非正規労働者に大きな影響が出ています。格差の実態やなぜ差別がおきるかその背景と私たちの労働運動の課題などを話されました。

記念講演に先立ち、オープニングでは民俗芸能まんなまる企画と響(市職労サークル)の民舞がありました。

主催者挨拶は、非正規セン



ター代表が行い、現地実行委員会挨拶は愛知労連副議長が行いました。基調報告は、非正規センター事務局長の中野さんが行いました。報告では各地の取り組みの紹介があり、山梨県医労連の「コロナ禍でも春闘で正規・非正規の同一労働同一賃金の取り組みが前進した。」と元気の出る報告がありました。

2日目は、分科会と講座が行われました。基礎講座②「高齢者雇用安定法を職場で悪用させないために」と題して全労連の伊藤さんが話され質疑が交わされました。

トークセッション「非正規でもまとも暮らしをさせる社会へ」雇用不安と格差を正す運動の今とこれから」も同時に行われました。コーディネーターに北海学園大学教授の川村雅則さん、パネラーに中京大学教授大内裕和さん、全労連非正規センター代表柳恵美子さん、首都圏青年ユニオン委員長原田仁希さんが参加していました。

この集会で学んだことを地区労連の活動にも生かしていきたいと思えます。



全労連雇用共同アクション主催

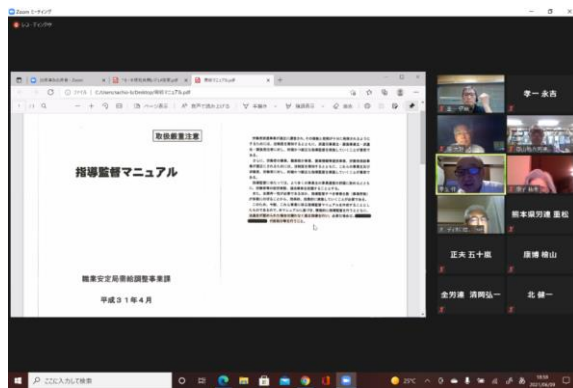
第2回オンライン研究会

6月9日(水)18時から標記の研究会がZOOMでありました。「派遣労働者の権利救済のために」団体交渉で派遣元・先を動かす方法」をテーマに行われました。首都圏なかまユニオンの伴さんより、派遣労働問題に労働組合の交渉力で切り込み、多くの解決を勝ち取っている実例が語られました。

団体交渉で派遣元・派遣先をテーブルにつけるのはもちろんですが、労働局需給調整課に「派遣法違反事案」として申告を行う取り組みの事例は特に興味深かったです。申告書をあらかじめ用意し、証拠となる資料などの用意も細かく説明がありました。

特に同行対応が必須で、相談窓口で「派遣法違反の蓋然性がない」として「申告」ではなく「情報提供」扱いにしてしまう場合が多い。と言っ

ところは、早速地域ユニオン組合員さんのハローワークの失業給付手続き、区役所への国民健康保険加入手続きに同行し、スムーズに行え役立ちました。



労働法コラム 第77回

「労働法」って？



黒崎合同法律事務所

三苫 和喜 弁護士

この連載は「労働法」コラムというタイトルですが、そもそも労働法って誰がどういう場合に適用されるのでしょうか。単純に文字だけ考えれば、労働法が適用される当事者は、労働者について、使用者との関係で適用されるのだらう、と思いますよね（まあざっくりはそうなのですが）。でも実は、労働基準法が適用される労働者と、労働組合法が適用される労働者には違いがあったりします。

労働基準法（労働時間等の規制がされている法律です。）における「労働者」とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」とされています。これに対し、労働組合法では、「賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう」とされています。労働基準法で要求されていた「使用される者」という部分が、労働組合法では必要ないとされているのです。

まず、労働基準法の労働者に当たるためには、「使用される」必要があります。「使用される」とは、他人の指揮命令なしし具体的指示のもとに業務の提供をすることとされています。労働基準法上の「労働者」には、他の労働法（最低賃金法等）でも同様の基準が採用されています。前回説明した、契約自由という原則がありながらも、強行的に労働者を保護する必要がある場面があることを前提に、指揮監督下の労働を行う人を労働者として対象としているのです。ここで重要なのは、指揮監督下におかれている人を保護しなければならないということ。一般的には、名目上の契約が「雇用契約」ではなく「業務委託契約」であれば労働基準法の適用がない、などと思われるかもしれませんが、しかし、指揮監督下に置かれているかどうかを具体的な事情から判断することで、労働基準法上の「労働者」に当たる場合も存在します。

他方、労働組合法では、「使用される者」ではなくとも、労働者とされます。これは、労働組合法が、相手方との個別の交渉では、交渉力に格差が生じることから、団体交渉を行うことによる保護を図るべきもの者がいる、という点に着目した法律であることに由来します。たとえば、プロ野球選手については、球団の「指揮監督下」に置かれているとまではいえず、労働基準法上の労働者でないとい一般的に言われています。しかし、「プロ野球選手会」という組織をつくりNPBと団体交渉を行うなどしています（少し前にストライキもありましたよね、と書こうとしたら既に15年以上前の話でした）。なお、最近では会社ごとの労働組合だけでなく、ユニオンといった合同組合も組織されているたりします。ユニオンであっても、労働組合法上の労働組合に当たるとして、団体交渉が認められると考えられています。

このように、「労働者」として保護をうける場面は微妙に違うことがあります。「自分が労働者なのか？」と迷う場面が多いとは思いますが、もし何かの機会で悩んだら、ちよっとこのコラムを読んでいただければと思います。

県労連

第4回公契約部会

6月16日（水）19時～

県労連大会議室とオンラインで標記の会が行われました。

まず、5月22日評議員会の前段オンラインで開かれた札幌市公契約条例制定を求める会川村雅則北海学園大学教授による公契約学習会の意見交換を行いました。「今なぜ公契約条例か」に迫る内容だったと確認されました。

その後、加盟組合の活動、各地区労連の活動交流を行いました。

最後に、今後に向け継続的な学習と研究者をどう迎えるか、課題の社会化に向けシンポジウムや調査を行うことなどを確認しました。

北九州地区労連では、公契約条例を制定する会の再開に向け、共闘団体とも協議し、一歩でも前に進められるように準備中です。